

入札説明書

県立多々良沼公園指定管理者 J A 邑楽館林千代田町緑化組合（以下「指定管理者」という。）では、都市公園の有効活用と増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を目的として、「自動販売機の設置に係る入札」を実施する。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 入札に付する事項等

- (1) 入札に付する事項
自動販売機設置料
- (2) 設置場所及び面積
募集要項の別紙 1 参照
- (3) 設置期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（更新なし）
- (4) 設置条件等
別添仕様書による。

2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 3 時 00 分～（入札開始時刻は下記のとおり）

物件番号	時間
1－4	午後 3 時 00 分
4－1	午後 3 時 15 分

(2) 場所

館林市栄町 2 3 - 1
館林土木事務所 小会議室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、1 物件ごとに行う。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(4) 再度の入札

① 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

② 再度の入札は 2 回までとする。

③ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) その他

① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

5 入札保証金

入札保証金は免除とする。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 同一の入札において同一人がした 2 つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③ 委任状を提出しない代理人のした入札

④ 不正行為による入札

⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 指定管理者が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約

- (1) 落札者決定後、落札した者と契約を締結する。詳細は別途通知する。
- (2) 落札者は、契約書に記名押印のうえ募集要項4の(2)の場所に提出する。契約書は1物件ごとに作成する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている都市公園法第5条第1項の設置許可及び同法第6条第1項の占用許可並びに行政財産使用許可の取消及び県有財産貸付契約の解除を行うことがある。